

～ 旭市で農業を始める あなたを応援 ～

転入者農業チャレンジ支援金

旭市の農業労働力不足の緩和、新たな農業の担い手の確保を図るため、本市に転入して農業に従事する新規雇用就農者等の家賃を補助します！

支給額：上限 5万円／月

支給期間：最長 3年間

【支給対象者チェック表】（以下のすべてに該当）

	令和3年4月1日以降に旭市内の農業法人等と期間の定めのない直接雇用契約を締結した者
	令和3年4月1日以降に旭市へ転入又は市内転居した者で、転入又は転居した日と就農日との間隔が1年以内であるもの
	旭市の住民基本台帳に住民登録があり、現に居住している者
	日本国籍を有し、旭市内で将来にわたって農業に従事し続ける意思のある満50歳未満の者

※その他にも要件がありますので、詳細は旭市農水産課へお問い合わせください。

【問い合わせ】 旭市農水産課振興班

【電話番号】 0479-74-3671

【メール】 sinko@city.asahi.lg.jp